



福井労働局発表
平成26年8月26日

担
当

福井労働局労働基準部賃金室
室長 足利 正宏
室長補佐 川口 国雄
電話 0776-22-2691
FAX 0776-21-6646

特定最低賃金の改正決定を諮問

福井労働局長（加藤^{かとうしげお}滋穂）は、8月26日（火）に開催された福井地方最低賃金審議会（会長^{のむらなおゆき} 野村直之）において、4業種の「特定最低賃金」における平成26年度の改正決定について諮問を行った。

今後、福井地方最低賃金審議会の下に専門部会を設置し、本年12月下旬発効を目途に具体的な審議が行われることとなる。

改正諮問を行った4業種

- 1 福井県紡績業、化学繊維、織物、染色整理業最低賃金
- 2 福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金
- 3 福井県電気デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業最低賃金（略称 福井県電気機械器具製造業最低賃金）
- 4 福井県百貨店、総合スーパー最低賃金